

第4回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

1 日 時 令和8年7月24日(金曜日) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室

3 出席委員数

農業委員	12名	
会 長	12番	小泉 幸善
会長代理	2番	岩波 眞喜雄
会長代理	5番	矢崎 勝美
	1番	藤森 正一
	3番	湯澤 広充
	4番	田中 政文
	6番	飯田 吉三
	7番	濱 幸彦
	8番	宮坂 誠一
	9番	溝口 喜視
	10番	五味 恵美子
	11番	藤森 紀保

農地利用最適化推進委員 9名 (河西正裕委員欠席)

小泉	辰也
伊藤	賢次
藤森	芳樹
金子	善行
矢崎	俊実
矢澤	博司
原	孝志
林	隆史
小松	弘明

4 農業委員会事務局

局 長	山寺 弘文
次 長	藤森 秀
主 査	池田 一真
主 任	荒牧 幸治
会計年度任用職員	細田 栄一

5 署名委員

1番	藤森 正一
2番	岩波 眞喜雄

6 会議の概要

会議の概要については次のとおり
 なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
 適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告	
事務局 山寺弘文 局長	これより令和8年度第4回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日、欠席の農業委員はおりません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 また本日、農地利用最適化推進委員は河西委員が欠席です。出席委員は9名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 山寺弘文 局長	議事録署名委員を指名します。諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に1番の藤森正一委員、2番の岩波眞喜雄委員を指名します。 それでは、以降の進行を小泉会長にお願いします。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	皆さん、暑い中ご苦勞様でございます。昨日の新聞を見ますと一昨日は諏訪市も35.4℃で観測史上最高との記事が載っていました。日中は田畑にいられるような状況ではなくて、私も今朝は5時から草刈りをしてきました。年々暑くなっております。熱中症、体調管理に気を付けて夏を乗り越えていただきたいと思います。 それでは、議事に入ります。1ページ、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、No.10四賀の件の説明をお願いします。
○議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について	
9番 溝口喜視 委員	(No.10) 所在は大字四賀字壱里塚通〇〇番、〇〇番。台帳、現況共に畑となっておりますが、現況は草刈の手が入っていますが畑の形跡はありません。面積は合計で〇〇㎡。契約内容は贈与です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、遠方のため耕作困難です。譲受人は〇〇の〇〇さんで新規就農です。 譲受人は〇〇でヘーゼルナッツを栽培しており、今回諏訪から通える範囲で農地を取得し栽培する計画です。草刈機を保有しており、バックホウで耕してからヘーゼルナッツを植える予定です。妻と2人で従事する計画です。 〔場所の説明〕。北は宅地、西は畑、南は宅地、東は空き地となっております。 以上です。審議のほどよろしくお願いします。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。 私の方から質問ですがヘーゼルナッツは何本ほど植えて、何用の用途で利用するのでしょうか。
9番 溝口喜視 委員	それは確認できておりません。
小泉幸善 会長	〇〇㎡の土地にヘーゼルナッツを1、2本植えるだけでは新規就農と言えないと思いますが、事務局には情報はあのでしょうか。
事務局 池田一真 主査	譲受人は〇〇の法人の従業員として働いており、その法人はうさぎの飼料の栽培をしているようでして、その中でヘーゼルナッツが飼料の1つとして栽培されているようです。 そのため、譲受人自身はヘーゼルナッツの栽培経験を有しており、従業員として栽培する中で、個人用としても栽培したいということで今回の申請に至ったと聞き取っています。
小泉幸善 会長	譲受人は栽培経験があるということですね。 その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。
A 委員	譲渡人と譲受人の関係はどういった関係になるのでしょうか。 なぜ贈与なのでしょう。

9番 溝口喜視 委員	譲受人と譲渡人は親族ではありません。経緯は不明ですが譲渡人が遠方に居住しており、手放したいという意向から贈与になったものと思われます。
小泉幸善 会長	その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。 この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして、2ページ同じく農地法第3条の規定による許可申請について、No.11 湖南の件の説明をお願いします。
推進委員 藤森芳樹 委員	(No.11) 所在は大字湖南字廻り目、地番は〇〇番です。〔場所の説明〕。 地目は台帳現況共に畑、面積は〇〇㎡、契約内容は売買で〇〇円です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、高齢のため耕作困難です。譲受人は〇〇の〇〇さんで事由は自家用野菜の栽培です。申請地の裏手が譲受人の自宅になっています。 譲受人は農業経験がありませんが150日以上従事ができるということ。農機具は当面譲渡人の農機具を借用して耕作を行う。将来的には耕運機を購入する意向です。 以上です。ご審議よろしくお願いします。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして3ページ、議案第15号農地法第4条の規定による許可申請について、No.3 豊田の件の説明をお願いします。

○議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

6番 飯田吉三 委員	(No.3) 所在は大字豊田字構、地番は〇〇番です。地目は台帳が田、現況は畑となっていますが、少し前まで畑だったようですが現在はマルチを敷き、周囲は草が生えている状態です。〔場所の説明〕。 申請目的としては住宅敷地拡張、規模としては既存家屋の越境部となっていますが後程ご説明します。申請人は〇〇の〇〇さんです。 住宅の敷地が農地に一部出ている状態で顛末書が添付されており抜粋して説明します。農地を売却するにあたり土地家屋調査士による測量を実施したところ先代より相続した住宅及び平成14年に建築した離れが農地に越境していることが判明しました。土台部分は一部がかかっており、屋根は完全にかかっている状態でした。是正のため、今回申請がありました。 以上です。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして4ページ、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について、No.12 元町の件の説明をお願いします。

○議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

7番 濱 幸彦 委員	(No.12) 〔場所の説明〕。墓地の中に申請地のみ農地として残っている状況です。譲渡人は元々〇〇に住んでいましたが現在は〇〇の老人ホームに入居されています。令和〇年に相続により取得されたが高齢により耕作できず、今回老人ホームへの入居を機にお寺に贈与し、墓地として活用して頂きたい、とのことです。譲受人は〇〇円の費用をかけて墓地として整備し、〇〇区画として売り出す計画です。〔資金調達計画の確認〕。現在も周囲に空きの区画があり、
---------------	---

	お寺としても喜べない贈与を受けるという話のようです。 以上です。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして5ページ、同じく農地法第5条の規定による許可申請について、No.13四賀の件の説明をお願いします。
推進委員 矢崎俊実 委員	(No.13) 所在は大字四賀、字角道下通、〇〇番。地目は台帳が田、現況は畑となっていますが葎が生えている状況です。面積は〇〇㎡。申請目的は駐車場で、大型のワンボックス〇台程度の想定です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さん。譲渡人の3人は譲受人の〇〇さん(法人)の〇〇さんの親族です。契約内容は贈与になります。 〔場所の説明〕。申請地は道路に接しておらず、本来駐車場として利用できませんが、隣接の土地所有者である〇〇さん(法人)から通行権を取得し、利用する計画です。 譲渡人は平成〇〇年に共有で相続したが、高齢等の理由により耕作管理ができなくなり、〇〇さん(法人)に贈与するという目的です。現在、現地の草刈は譲受人が年2回実施しております。 譲受人である〇〇さん(法人)は年中行事、研修会等により関係者の来訪があり、駐車場が不足しており臨時駐車場として整備し利用したいとの目的です。 南側は田がありますが車は北側に駐車します。砕石等を敷く場合は隣地との間隔を確保し整備する。雨水は地下浸透により処理します。 〔資金調達計画の確認〕 以上です。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして6ページ、同じく農地法第5条の規定による許可申請について、No.14四賀の件の説明をお願いします。
推進委員 矢崎俊実 委員	(No.14) 所在は大字四賀、字ツイジ、〇〇番。地目は台帳が畑、現況も畑となっていますがおそらく30～40年程度作られていないと思います。面積は〇〇㎡です。申請目的は敷地の拡張で申請地は譲受人所有の駐車場の法面の上に位置しており、崩落防止等のためネットなどにより保全することを目的としています。 譲渡人と譲受人はNo.13の申請と同様です。契約内容も贈与です。譲渡人は法面で面積も小さく耕作が困難なため贈与したいとのことです。 周りに農地はありません。〔場所の説明〕。〇〇円ほどでネット等の対策をする計画です。〔資金調達計画の確認〕 以上です。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして7ページ、同じく農地法第5条の規定による許可申請について、No.15湖南の件の説明をお願いします。
4番 田中政文 委員	(No.15) 所在は大字湖南、字水地田、地番は〇〇番。地目は台帳、現況ともに田です。面積は〇〇㎡。目的は店舗で〇〇、平屋建て1棟、建築面積は〇〇㎡の

	計画です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さん。借受人は貸付人の長女です。契約内容は使用貸借権の設定です。 〔場所の説明〕。申請地の隣接地は貸付人の事務所及び作業場となっています。1枚の田を分筆し、転用する計画です。残りの田は貸付人の田のため、影響はありません。道の横に用水路がありますが、進入路についてはVS側溝を入れるため農業上の影響はありません。 費用ですが、土地購入費は使用貸借のため発生しません。建物建築費、その他費用で〇〇円、自己資金が〇〇円。〔資金調達計画の確認〕 また土地改良区の意見書が添付されています。分筆にあたっては既に関係者と調整済みです。隣地は貸付者の土地のほか、既に住宅地となっており周辺地への影響はありません。 申請地は上下水、〇〇および〇〇があり、3種農地の要件を満たしております。 説明は以上です。よろしくお願いします。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして8ページ、同じく農地法第5条の規定による許可申請について、No.16湖南の件の説明をお願いします。
推進委員 金子善行 委員	(No.16) 所在は大字湖南、字北真志野、〇〇番。地目は台帳が田、現況は不耕作の荒地となっています。〔場所の説明〕。面積が〇〇㎡。申請目的が宅地造成、〇区画です。 譲渡人は亡くなった〇〇さんの相続財産清算人である〇〇の〇〇弁護士、譲受人は〇〇の〇〇さん(法人)です。契約は売買で、金額は〇〇円です。 申請地は昭和の時代に区画整理が行われた地域で、隣地は東が資材置場、西が宅地、北が水田、南が道路です。北側に水田があるため、住宅によって一部日影になることが懸念されます。 審議のほどよろしくお願いします。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。 譲受人の資金計画はどうなっていますか。
事務局 池田一真 主査	資金計画ですが土地購入費が〇〇円、造成費が〇〇円、その他諸経費が〇〇円、合計〇〇円を見込んでおります。〔資金調達計画の確認〕。
小泉幸善 会長	その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続きまして9ページ、議案第17号非農地証明の発行について、説明をお願いします。

○議案第17号 非農地証明の発行について

事務局 池田一真 主査	議案第17号 非農地証明の発行についてご説明いたします。 議案集9ページをお開きください。非農地証明の発行についてNo.1をご説明いたします。 こちらは申請者の非農地証明発行希望の一覧表になります。なお、申請者は〇〇の〇〇さんです。昭和〇〇年代以降に複数人より相続により取得したが、相続後耕作をしておらず、また今後も耕作する見込みもなく、財産整理のため非農地証明の発行を希望するものです。 資料として10ページに全体図、11～14ページに詳細図、15～18ページに現地の写真を添付しております。
----------------	---

	令和8年5月28日に岩波委員、溝口委員、伊藤委員に利用状況調査により確認いただきました。今回、〇〇から〇〇にかけての土地でしたが、先月審議いただいた〇〇の非農地証明の現地確認に併せて〇〇地区の委員の皆様に対応をお願いしました。なお、〇〇地区の委員の皆様には6月の地区会で〇〇地区の委員の皆様を確認いただいたこと、及び判定結果について報告し、了承を受けております。 筆は〇〇筆あり、〇〇から〇〇にかけての農地となります。地番、登記および農地台帳の地目、面積は一覧表に記載の通りです。 利用状況調査の地目および判定結果を記載しておりますが、確認の結果一部は農地として判定しております。また、利用状況調査は原則、現地での確認を行っておりますが、備考欄の※1の筆については進入を試みたものの進入経路がなく航空写真により山林と判定しております。また、同じく備考欄の※2は森林法により県が定める地域森林計画の地域に位置しており、県による森林という判定を受けていることから、山林として非農地の判定を行いました。 11ページの詳細図①は〇〇付近になります。図に写真①と記載した赤枠がありますが、こちらは現地確認の結果、不耕作地であったもの、近年まで耕作されていた形跡が確認でき、また隣接農地も耕作されていたため、農地として判定しております。 同じく詳細図①の写真②は写真①の農地から3～4mほどの法面のうえに位置しており、一段高い農地となっております。一段上の農地は一帯が不耕作地となっており、立地と周辺の利用状況を加味し、継続した利用は見込めないとのことで非農地との判定になっております。 詳細図①の※1は先ほどの説明の通り進入路がなく航空写真より非農地として判定しております。 12ページの詳細図②の写真③は〇〇の傾斜地の農地となります。写真を16ページと17ページに掲載していますが、現地はある程度草が刈られた状態です。しかし、所有者が管理しているわけではなく、近隣の土地所有者が自身の土地と併せて刈っていると聞き取っています。 現地調査では傾斜地であり、法面の階段があるため機械が入らない点、周辺も耕作されておらず、今後も農地としての利用は見込めないため非農地もやむを得ないのではないかと、〇〇地区の委員の皆様からはご意見をいただき、非農地との判定にしております。一方で現地調査以降に開催した5月の総会で袋地の判定について皆様のご意見をいただきましたが、現況が先日の袋地の状況に近いいため、本日の総会でご審議をお願いできればと思います。 13ページの詳細図③の写真④～⑥は〇〇の墓地付近の土地となりますが、全て山林原野として非農地の判定となりました。写真は17、18ページをご確認ください。 14ページの詳細図④は詳細図①と詳細図③からさらに山側に位置する土地です。すべて先ほどご説明した森林法に基づく指定を受けており、山林として非農地の判定をしております。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。 一覧の中の農地、非農地の判定について審議するということがよろしいですね。
事務局 池田一真 主査	ご認識のとおりです。うち特に審議が必要と思われるところは先ほどご説明したとおりです。
事務局 藤森秀 次長	先日、議案ではありませんが袋地の話があったなかで、一般的には袋地だからといって非農地とするのはいかがなものかとの方針となりました。今回の申請地の一部は先日の協議の土地に近い状況の中で、現在、非農地との

	判定になっていることから特に取り上げてご審議をお願いしたいとの趣旨です。
B 委員	申請者は耕作や利用活用する意思がないことから申請に至ったということですね。
事務局 池田一真 主査	お見込みのとおりです。
小泉幸善 会長	場合によっては今回、農地として判定した土地も今後、耕作放棄地になっていく可能性があります、現状では非農地判断はできないということですね。 ご意見が無いようですので示された判定結果でよいという方は挙手をお願いします。(挙手多数)9ページの内容で発行とします。 続いて19ページ中洲の件についても説明をお願いします。
事務局 池田一真 主査	つづきまして議案集19ページ 非農地証明の発行についてNo.2 をご説明いたします。 所在は大字中洲、字天狗山〇〇番。地目は台帳が田、現況が山林となっております。 申請者は〇〇の〇〇さん。令和〇年に相続により取得したが先代の代より50年以上放置されており山林化しているとの相談から申請に至りました。 〔場所の説明〕。20ページ、21ページに位置図を添付しており、赤枠が申請地です。また地図右側には筆の境界が記されておりましたが、その範囲は〇〇となっており、申請地が〇〇との境界に位置していることがご確認いただけるかと思います。 令和8年7月2日、湯澤委員、矢崎委員、矢澤委員に利用状況調査をいただき、現地は杉、くるみなど数種類の樹種が生えており、山林であり非農地と判定いただきました。現地の状況は22ページの写真の通りです。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について非農地として良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続きまして23ページ、議案第18号農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、説明をお願いします。

○議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について

事務局 荒牧幸治 主任	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、ということで明細と位置図をつけておりますのでご確認ください。 今回、全体で〇〇筆となりまして、所有者は記載のとおりとなりますが、貸付先の耕作者の方は〇〇さんと〇〇さんの二人となっています。 位置図につきましては番号を振ってあるところが今回の対象地となります。また、色がついているところは既に配分が完了しているところになります。 今回、基盤整備事業のその1工事が完了したところについて色がついていますが、色がついていないところについては第2工事として現在工事中となりますので、令和10年頃から耕作開始の予定となります。また、その1工事の範囲で色がついていない箇所がありますが、その範囲については基盤整備事業の対象区域外の土地であったり、中間管理事業に関する手続きの書類が未提出となっている土地となっております。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。 まだ若干残っているところがあるということですね。
事務局 荒牧幸治 主任	中間管理事業に関する書類は基盤整備事業実行委員会に取りまとめているところですが、お話が進んでいないところは色がついていない状

	況です。
小泉幸善 会長	この件について認めて良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続きまして、25ページ報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、説明をお願いします。

○報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

事務局 池田一真 主査	報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について2件ご報告致します。 議案集は25ページをお開きください。 1件目ですが、所在は大字四賀、字細久保通 地番が〇〇番。本申請地はさきほど非農地証明のご審議をいただいた土地となっており、非農地証明の資料と併せて台帳は畑、現況は原野と記載しております。 貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さん。土地の所有者である〇〇さんが非農地証明の申請をするにあたり、平成〇〇年以前に契約した3条による賃貸借契約が解約されていないことが判明し、既に賃貸借の実態がないことから合意解約するものです。 令和8年6月15日付で合意が成立し、同日事務局に報告がありました。 つづきまして議案集26ページをお開きください。 2件目ですが、所在は大字豊田、字菖蒲阿原 地番が〇〇番。台帳現況ともに田です。 こちらは5月に3条による所有権移転の審査の対象となった土地です。既に3条の申請は許可となっておりますが、基盤整備事業の関係で前所有者と長野県農業開発公社との間で中間管理事業による貸付が行われておりました。前述の所有権移転に伴い、中間管理事業による契約を解約するものです。こちら令和8年6月15日付で合意解約が成立し、同日事務局に報告がありました。 以上2件ご報告致します。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) 続きまして、報告第7号2a未満の農業用施設用地への転用届について、説明をお願いします。

○報告第7号 2a未満の農業用施設用地への転用届について

事務局 池田一真 主査	報告第7号 2a未満の農業用施設用地への転用届についてご説明いたします。 議案集27ページをご覧ください。所在は大字湖南 地番が〇〇番、〇〇番。登記地目は〇〇番が田、〇〇番が畑、現況地目はどちらも畑となりますが、一部に既に農業用倉庫が建っている状況です。面積はそれぞれ筆の一部で、〇〇番は〇〇㎡のうち、〇〇㎡、〇〇番は〇〇㎡のうち〇〇㎡。転用の合計面積は〇〇㎡です。施設は農業用倉庫が〇棟、土地の所有者は〇〇の〇〇さんです。 〔場所の説明〕。経過は移転した〇〇の土地が元々農地であり、農業用倉庫が建設されていたが、〇〇の敷地への転用に伴い、隣接農地に農業用倉庫が移設されていたことが判明しました。地区の担当委員である〇〇委員より所有者に事情を説明して頂き、6月29日付で届出の受付をし、農地台帳の修正及び、税務課への情報提供を行いました。 以上、ご報告させていただきます。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。

C 委員	任意分割による転用と思われますが農地と届出の範囲の境ははっきりとわかるようになっていきますか。現地に境界杭などの印はありますか。
事務局 池田一真 主査	任意分割の範囲について境界杭はありませんが、隣地との境界には境界杭を確認しております。また、転用面積としては農業用倉庫の周囲に碎石が敷かれており、碎石敷きの範囲を転用面積として計測しております。 申請者による測量図面が添付されておりますが、提出された資料を基に事務局でも現地で延長の確認を行っております。
C 委員	転用部分と農地部分は誰が見てもはっきりわかるようにした方が良いと思います。そういった指導を申請者にしたほうが良いと思います。
事務局 池田一真 主査	区分としては碎石敷きの範囲が転用範囲として非農地、残りの範囲が農地となっております。
小泉幸善 会長	現地は〇棟建っていたと思いますが、〇棟併せて200㎡を超えている場合は1棟あたり200㎡でよいのでしょうか。今回は〇棟併せても200㎡以下ですが、また確認をお願いします。
事務局 藤森秀 次長	あくまで転用面積が200㎡以下とのことから、2棟以上であれば合計面積が200㎡以下と認識しております。
小泉幸善 会長	その他にご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) 続きまして、報告第8号農用地利用集積等促進計画の認可について、説明をお願いします。

○報告第8号 農用地利用集積等促進計画の認可について	
事務局 荒牧幸治 主任	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてご報告致します。 2件ありますがいずれも4月の総会でご審議いただいたものなりまして、こちらが公告を経て利用開始となったことから報告するものです。 1件目が城南2丁目〇〇番、利用権の設定をする方が〇〇さん、利用権の設定を受ける方が〇〇さんです。賃貸借で目的は水稻、利用期間は令和8年7月1日から令和18年12月31日までの10年間となっております。借賃については物納で米〇〇kgとなっております。 2件目ですが中洲〇〇番、利用権の設定をする方が〇〇さん、利用権の設定を受ける方が〇〇さんです。賃貸借で目的は水稻、利用期間は令和8年7月1日から令和13年12月31日までの5年間となっております。借賃については物納で米〇〇kgとなっております。
小泉幸善 会長	この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) 以上で今月の議事、報告全て終了しました。